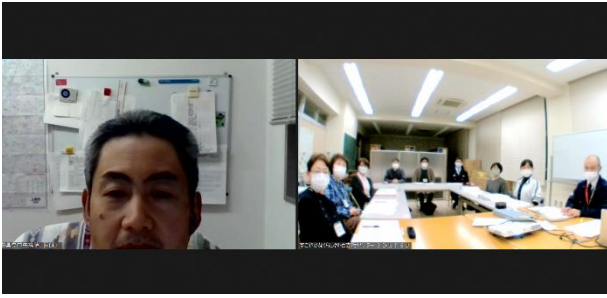


第2回急変時対応部会を開催しました



○11月17日(水)18:30から、第2回急変時対応部会を開催しました。参加者は、部会メンバー7名と在宅医療推進センターコーディネーター2名、事務局3名でした。

○今回は、1回目の部会に引き続き、「高齢者の急変時における対応の実態調査」の回答結果について、部会委員から各専門職団体や機関の現状を踏まえた中での意見交換を行い、取りまとめを進めました。

(意見交換内容)

○急変時の救急搬送の判断について

- ・事業所、施設においては職員間の連絡方法を始め、対応マニュアルが決まっているところもある。
- ・救急搬送の判断に迷うのであれば、救急隊を要請するべきである。
- ・かかりつけ医の立場で、介護保険事業所から救急搬送の判断を委ねられることがある。
- ・急変時の対応のフローなど、急変時の対応のよりどころがあるとよい。
- ・消防庁で一般市民に向けた急変時の対応に関するアプリやマニュアル等を作成しているため、それを活用すると良いのではないかな。

○医療機関との伝達方法や日頃からの多職種での連携について

- ・上越地域には、「救急医療情報キット」や「地域連携連絡票」、「人生会議ノート」など、緊急連絡先や本人の思いを記載するツールが

あるため、新たな様式を作ることはせず、既存の物を活用していければ良い。

- ・日頃の情報共有に使われる「地域連携連絡票」について、急変時にも活用できることを伝えることで、作成への意識付けにつながるのではないかな。
- ・法的根拠は無いかもしれないが、延命治療等の意思を記す新たな様式の作成・活用を広めることで、市民自身が意思決定を考えるきっかけになるのではないかな。

○急変時に救急隊員に伝える情報について

- ・最低限、名前等の個人情報伝えてほしい。
- ・5W1Hに沿って状況を報告してもらえばよい。

○意思決定に関する普及啓発について

- ・急変時対応部会で発信することと、他の部会や関係機関で発信することの役割分担ができるとういのではないかな。

※急変時対応部会で捉える対象者について

「急変」はあらゆる人に起こり得るため、改めて対象者を確認しました。

- ・介護保険サービス利用者に対象を絞り、取組を進めていく。
- ・要介護認定を受けていない高齢者に対しては、まずは救急医療情報キットを配布するなど行政側で対応してもらえると良い。

※救急医療情報キットについて

実態調査の中で意見が挙がっていた「救急医療情報キット」については、上越市と妙高市の高齢者の担当課で、書式の共通化や更新方法などについて、見直しが進められています。